

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	東広島市 (34212)
地域名 (地域内農業集落名)	吉原地区 (西上、西中、西下、善正寺、光福寺、御前、神村、中の村、陰地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	191.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	157.1 ha
② 田の面積	168.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	23.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

#### (2) 地域農業の現状及び課題

<p>・吉原地区では、平成6年度に完了した吉原地区ほ場整備事業により基盤整備を実施した優良水田で構成された水田地域である。東広島市の北部で田園や畑が広がる自然に囲まれた地域であるが、高齢化の進行により将来的な農地保全への危機感があることから、吉原西地域において、地域の話合いに基づき平成16年に農事組合法人グリーン8吉原西を設立し、農地の集積を図った。その後、後継者確保等、法人の体制強化を図るため、株式会社賀茂プロジェクト及び株式会社あすかと合併し、「2階建て方式」による共同経営に取り組んでいるが、人員不足に伴い、草刈り等、畦畔管理の負担増加が課題となっている。</p> <p>・概ね地区内全域において、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に取り組み、共同での営農や農地等の保安全管理に努めているが、高齢化や後継者不足等による不作付地の増加が懸念されており、法人化に向けた協議が行われている集落も見られる。</p> <p>・令和6年1月に実施した意向調査では、回答者の経営面積127haについて、規模拡大や現状維持の意向が85%を占めた。一方で、後継者のいない経営体が80%に上ったほか、地区の現状として「高齢化の進行」の回答が最も多く、今後の担い手不足が見込まれる状況にある。今後必要な取組みとして「有害鳥獣対策」が最多となっており、次いで、「地域外からの担い手確保」や「共同での営農」、「農作業の委託」であった。</p>	
--	--

#### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>・引き続き、水稻を主要作物とするほか、白ねぎや特産品である「吉原ごぼう」をはじめ、園芸作物の栽培を推進する。</p> <p>・特産品の生産拡大(野菜・米穀)により、農業生産活動を活発化させることにより、遊休農地の解消、農業所得の向上、新規就農者の育成を図り、地域振興につなげる。</p> <p>・地域農業の維持・発展を図るため、法人化に向けた協議を継続する。</p>	
--	--

### 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地区内全域の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地が農業上の利用が行われる区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27.6 %	将来の目標とする集積率	50.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用して、拡大意向の農業者等を中心に地域事情を考慮しながら団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・規模縮小や離農を検討する農家があった場合には、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や拡大意向のある農業者等に集積・集約化することにより、耕作放棄地の発生防止や解消に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農業をリタイア・経営転換する者は、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組
・ほ場の再整備の必要性について、地域での話し合いを通じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内での後継者の確保・育成を図るほか、新規就農者や農業企業を含め、地域外からも担い手の確保・育成に努める。 ・地域内外から担い手の確保・育成に向けて、農地の集約を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・委託により効率化が見込まれる農作業については、必要に応じて、委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣害の被害が拡大しないよう防護柵、電気柵の設置及び適切な点検・管理(補修や強化)を行うとともに、未設置箇所への柵の設置を推進し、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。  
⑦高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となってきたが、多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、地域住民とのコミュニケーションを深め、地域住民が協力して集落内の農地の保全や農業用施設(水路・農道)の維持管理を行う。特に、水路の修繕については、計画的に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計		61経営体		107.6 ha	0 ha		107.6 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。  
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。  
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。  
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。  
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。



